

平成 19 年 度
税 制 改 正 予 定 事 項

平成 18 年 12 月
農 林 水 産 省

平成19年度税制改正予定事項は、次のとおりである。

第1 国税関係

I 所得税

1 新規・拡充

- (1) 経営所得安定対策等（品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策）の交付金についての特例措置（準備金（5年間）及び圧縮記帳制度）を創設する。
- (2) 平成18年度の水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）等についての特例措置（個人が交付を受けた場合には一時所得扱い、法人が交付を受けて固定資産の取得等を行った場合には圧縮記帳）を創設する。
- (3) 関係法令の整備と併せて適格退職年金から特定退職金共済制度への移換等のための退職金共済制度に係る税制の措置を創設する。

2 適用期限の延長

山林所得に係る森林計画特別控除(20%)の適用期限を2年延長する。

II 法人税

1 新規・拡充

- (1) 経営所得安定対策等（品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策）の交付金についての特例措置（準備金（5年間）及び圧縮記帳制度）を創設する。
- (2) 平成18年度の水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）等についての特例措置（個人が交付を受けた場合には一時所得扱い、法人が交付を受けて固定資産の取得等を行った場合には圧縮記帳）を創設する。
- (3) 食品リサイクル制度の見直しに伴い再商品化設備等（食品循環資源再生利用設備）に係る特別償却制度(14%)の対象設備に特定の設備を加える。
- (4) 農林漁業者、食品企業等の減価償却制度の償却可能限度額（95%）及び残存価額を廃止する等所要の措置を講ずる。
- (5) 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度（10%等）の取得価額基準2千5百万円を2千万円に引き下げたうえ、その適用期限を2年延長する。

- (6) 過疎地域等における製造業、ソフトウェア業及び旅館業に係る特別償却の機械・装置の特別償却率11%を10%、建物等の特別償却率7%を6%とし、取得価額基準2千5百万円を2千万円に引き下げたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (7) 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の取得価額基準2千5百万円を2千万円に引き下げたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (8) 奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の取得価額基準2千5百万円を2千万円に引き下げたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (9) 中小企業地域資源活用促進法（仮称）により取得する機械等の特別償却（30%）又は税額控除（7%）制度を創設する。
- (10) 産業活力再生特別措置法に基づく革新的な設備に対する特別償却制度（30%等）を拡充する。
- (11) 農協・森林組合・漁協の合併に係る企業再編税制の特例措置について、対象に森林組合と森林組合との合併を追加し、その適用期限を3年延長する。

2 適用期限の延長

- (1) 山村振興法に基づく認定法人が実施する保全事業等の用に供する機械・建物等に係る特別償却制度について、機械・装置の特別償却率13%を11%としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (2) 植林費の損金算入の特例措置（35%）の適用期限を2年延長する。
- (3) 農協・森林組合・漁協・事業協同組合の貸倒引当金の特例措置（16%増）の適用期限を2年延長する。
- (4) 森林組合・漁協・事業協同組合の留保所得の特別控除制度（32%）の適用期限を2年延長する。
- (5) 鉱工業技術研究組合等に対する所得計算の特例措置（試験研究用資産の圧縮記帳）の適用期限を延長する。
 - ① 鉱工業技術研究組合法（2年延長）
 - ② 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（1年3月延長）
- (6) 特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除制度（7%）の適用期限を2年延長する。
- (7) 中小企業新事業活動促進法の経営革新計画等により取得する機械等の特別償却（30%）又は税額控除制度（7%）の適用期限を2年延長する。

- (8) 食品企業等が公害防止用設備（窒素酸化物抑制設備、産業廃棄物処理用設備）を取得した場合の特別償却制度（14%）の適用期限を1年延長する。
- (9) 物流総合効率化法に基づく特定流通業務施設の割増償却制度（5年10%）の適用期限を2年延長する。
- (10) 沖縄振興特別措置法の経営革新設備等を取得した場合の特別償却（34%等）又は税額控除（15%等）制度の適用期限を5年延長する。
- (11) 沖縄振興特別措置法の経営基盤強化計画を実施する者の機械等の割増償却制度（5年27%）の適用期限を5年延長する。

3 その他

- (1) 経営所得安定対策等の交付金に係る特例措置の創設に伴い、次の措置を廃止する。
 - ① 農用地利用集積準備金
 - ② 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく特別償却又は税額控除制度
 - ③ 農業経営基盤強化促進法に基づく割増償却制度
- (2) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく特別償却制度（建物・附属設備5%等）を廃止する。

Ⅲ 登録免許税

1 新規・拡充

産業活力再生特別措置法に基づく軽減措置を拡充する。

2 適用期限の延長

- (1) 特定農業法人が遊休農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（1%→0.8%）の適用期限を2年延長する。
- (2) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（1%→0.8%）について適用対象者の範囲を明確にしたうえ、適用期限を2年延長する。
- (3) 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率の軽減措置（0.4%→0.2%）の適用期限を1年6月延長する。
- (4) 農業信用基金協会・（独）農林漁業信用基金・漁業信用基金協会の抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.1%）の適用期限を2年延長する。

- (5) 旧自作農創設特別措置法等の規定に基づく売渡し等に係る土地の所有権の移転登記等の非課税措置の適用期限を5年延長する。

3 その他

森林組合が同連合会の権利義務を包括承継する場合の所有権等の移転登記の税率の軽減措置（2%→0.4%等）を廃止する。

IV 複数税目

関係法令等の整備と併せて次の措置を講ずる。

- 1 (独) 農林水産消費技術センター、(独) 肥飼料検査所、(独) 農薬検査所の統合に伴う所要の税制措置
- 2 (独) 森林総合研究所、(独) 林木育種センターの統合に伴う所要の税制措置
- 3 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行の統合に伴う所要の税制措置
- 4 特殊法人等改革に伴う地方競馬全国協会及び日本中央競馬会の所要の税制措置
- 5 森林計画制度の運用の見直し等に伴う所要の税制措置
- 6 水産業協同組合制度等の見直しに伴う所要の税制措置

第2 地方税関係

I 住民税

1 新規・拡充

- (1) 関係法令の整備と併せて適格退職年金から特定退職金共済制度への移換等のための退職金共済制度に係る税制の措置を創設する。
- (2) 中小企業地域資源活用促進法（仮称）に係る税制上の特例措置を創設する。

2 適用期限の延長

- (1) 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を2年延長する。
- (2) 特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合における税制上の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (3) 中小企業新事業活動促進法の経営革新計画等により取得した場合における税制上の特例措置の適用期限を2年延長する。

II 事業税関係

1 新規・拡充

中小企業地域資源活用促進法（仮称）に係る税制上の特例措置を創設する。

2 適用期限の延長

- (1) 特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合における税制上の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (2) 中小企業新事業活動促進法の経営革新計画等により取得した場合における税制上の特例措置の適用期限を2年延長する。

III 不動産取得税

1 新規・拡充

- (1) 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業の譲受けにより不動産を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/2控除、3年間）を創設する。

- (2) 産業活力再生特別措置法に基づく事業譲渡等に伴い不動産を取得した場合の特例措置を拡充する。

2 適用期限の延長

- (1) 農業協同組合等が現物出資により子会社を設立した場合の非課税措置について対象から農林中央金庫を除外したうえ、その適用期限を3年延長する。
- (2) 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により土地を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除等）の適用期限を2年延長する。
- (3) 農業経営基盤強化促進法に基づき特定農業法人が遊休農地等を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除）の適用期限を2年延長する。
- (4) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置（入会権の持分相当額を減額）の適用期限を2年延長する。

3 その他

- (1) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づき林業経営改善計画の認定を受けた者が知事のあっせんにより林地を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/4控除）を廃止する。
- (2) 信用事業を行う農業協同組合連合会等が農業協同組合等から信用事業の全部譲渡により不動産を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/2控除）を廃止する。
- (3) 農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律に規定する特定農水産業協同組合等から信用事業の全部又は一部譲渡により不動産を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/2控除等）を廃止する。

IV 固定資産税・都市計画税

適用期限の延長

- 1 地域エネルギー利用設備の課税標準の特例措置（3年間1/8軽減）について、適用要件を見直したうえ、その適用期限を1年延長する。
- 2 倉庫業法に基づく倉庫等に係る課税標準の特例措置（5年間1/2等）の適用期限を2年延長する。

V 特別土地保有税

農業協同組合等が現物出資により子会社を設立した場合の非課税措置の延長等について所要の措置を講ずる。

VI 事業所税

その他

- 1 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する再生利用施設に対する課税標準の特例措置を廃止する。
- 2 化製場等に関する法律に規定する死亡牛化製施設に対する資産割に係る非課税措置を廃止する。
- 3 多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域において整備される中核的民間施設に係る特例措置（5年間、1/3控除）を廃止する。

VII 複数税目

関係法令等の整備と併せて次の措置を講ずる。

- 1 （独）農林水産消費技術センター、（独）肥飼料検査所、（独）農薬検査所の統合に伴う所要の税制措置
- 2 （独）森林総合研究所、（独）林木育種センターの統合に伴う所要の税制措置
- 3 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行の統合に伴う所要の税制措置
- 4 特殊法人等改革に伴う地方競馬全国協会及び日本中央競馬会の所要の税制措置
- 5 森林計画制度の運用の見直し等に伴う所要の税制措置
- 6 水産業協同組合制度等の見直しに伴う所要の税制措置